

令和元年度 第2回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和元年 5月28日 (火)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	令和元年 5月28日 午後	1時	38分	開 会
	令和元年 5月28日 午後	3時	27分	閉 会
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	5 番	神谷 正
	2 番	謝花 喜美	6 番	比嘉 盛和
	3 番	大城 司	7 番	米須 清和
	4 番	鈴木 江美子	8 番	與那嶺 清
欠席委員番号				
議事録署名委員	6 番	比嘉 盛和	8 番	與那嶺 清

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和元年度 第2回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、6番 比嘉 盛和（ひが もりかず）委員、8番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業者年金についてのチラシの配布 報告3 農業者向け経営力向上セミナーについて 報告4 農地貸付希望のお知らせについて
議 長 （日程第4）	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第9号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第10号 非農地証明願いについて 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第8号から第11号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが4件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩（現地調査） 午後 1時 42分 再開 午後 2時 55分

議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>番号 1 番・2 番の議案書中の現耕作面積と別添農地法第 3 条調査書の耕作予定面積は同じですが、もともと利用権設定していたものを所有権移転するという考えでよろしいですか。</p>
事 務 局	<p>はい、親子間で使用貸借中であつた農地をを所有権移転する申請です。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 9 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 5ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第10号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第10号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 8ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第10号「非農地証明願いについて」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>

委 員	番号1番ですが、現況証明で30年前から住宅の進入路として利用されているとありますが、復帰前からであることを地元委員も確認していますので修正した方がいいのでは？
事 務 局	事務局の方でも住民課の課税データで確認していますので、復帰前からに修正お願いします。
委 員	1番は転用申請でなく非農地申請で案内したんですか？
委 員	本来であれば転用申請で出すものだと思うが、農地法が適用される復帰前から住宅が建てられ、その進入路として利用されていたということで、地元委員との確認のうえ非農地申請を出したと思います。けど、これに今後は公的証明（課税データ等）を付けてほしいです。
事 務 局	わかりました。（住民課と調整を行う）
議 長	よろしいでしょうか。議案第10号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	議案第10号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。 お手元の資料 9ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第11号整理番号1番について内容を説明） 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。

議 長	ただ今、説明がありました議案第11号整理番号1番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
委 員	現場確認したところ、許可前なのにコーラルをいれて基盤整備された状態でした。あれはよろしいんですか。
事 務 局	総会前日に測量のため整地したいという申し出があったので、県に確認したところかまわないという回答だったんですが…。
委 員	こちらとしては口頭注意だけでもした方がいいと思います。測量だけだったらさわってもよかったんですが、整備までされていますので。始末書を添付するかは県にも確認した方がいいかと…。
事 務 局	わかりました。番号1番については県に再度確認して始末書を添付するか判断し、申請者の方に口頭注意を行いたいと思います。
議 長	よろしいでしょうか。議案第11号整理番号1番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第11号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第11号整理番号2番についての説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第11号整理番号2番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第11号整理番号2番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第11号整理番号2番につづきまして補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。

委 員	これは前回総会で審議した処理施設申請と一体事業計画という考えでよろしいでしょうか。前は字の評議会では認められることを条件に許可を出しましたが、もし認められなかった場合は処理施設申請も今回の申請も許可されないということですか？
事 務 局	一体事業計画という考えだと思います。前回は条件付可決だったので字の評議会での意見も踏まえ、農業委員会としては地元の意見を優先した考えでの可決にしたということを意見書に書いて県へ進達する予定です。
議 長	よろしいでしょうか。議案第11号整理番号2番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、議案第11号整理番号2番については原案通り可決決定いたします。

